

■ 処遇改善の取り組み

「処遇改善加算」を取得し、職員の待遇改善に努めています。

社会福祉法人創誠会では「介護職員処遇改善加算」を取得することで、職員の待遇を改善するために継続的な施策を行っております。

また、職員の待遇を改善できるように努めております。

キャリアパス要件

◆要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

給与規定、および就業規則に則り、任用要件・賃金体系を「一般職（1，2等級）」、「ユニットリーダー・副主任（2，3等級）」、「主任（3，4等級）」及び「管理業（4，5，6，7等級）」とし、「知識」、「習熟」、「判断」、「仕事のレベル」、「指導監督」及び「業務責任」の面から評価を行い、格付けを行っております。

※詳細を定めた給与規定・および就業規則は各仮眠室、事務所に常置しております。

◆要件Ⅱ（研修の実施等）

各年度開始前に策定した事業計画の研修プランに則り、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行っております。（キャリアパス要件に沿って研修会等への参加）

・年2回～4回全職員を対象にした感染症予防研修や各種研修等を行っています。また各事業所においても、職員会議などの場を活用し、独自で介護技術の向上等に資する研修を行っています。

・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、有給休暇の付与、）を行っています。

・資格に応じ、職員に資格手当を支給し、資格取得を奨励しています。

◆ 要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けています。

・「継続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを設けています。

◆ 要件Ⅳ（改善後の賃金要件）

改善後の賃金要件 440万円以上の職員が1名／事業所 以上となっております。

◆ 要件Ⅴ（介護福祉士の配置要件）

サービス提供体制強化加算Ⅰ、日常生活継続支援加算ⅠまたはⅡの取得しております。当法人の各事業所における加算の取得状況につきましては、以下のサービスにより公表しております。

介護サービス情報公表システム（千葉県）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/12/index.php>

◆ 処遇改善に関する具体的な取り組み内容

賃金以外の処遇改善に関して、以下の取り組みを行っています。

入職促進

- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）を行っています。（令和 7 年度追加）
- 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施をしています。

資質の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を行っています。（令和 7 年度追加）
- エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入をしています。

多様な働き方の促進

- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備を行っています。
- 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制度等により、業務の属人化の解消、業務配分の解消を行っている。

腰痛を含む心身の健康管理

- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策を充実させています。
- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策を実施しています。
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備を行っています。

生産性向上のための業務改善の取組

- 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善活動の体制構築を行っています。
- 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化を行っています。（令和7年度追加）
- 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を実施しています。（令和7年度追加）
- 介護ソフト、情報端末（タブレット端末など）の導入を行っています。

やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職

員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を行っています。

- 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会を設けています。(令和7年度追加)